別表第六（附則第２条関係）（平27財令61・追加、平28財令48・一部改正）

業務別収支計算書（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

（単位：百万円）

科目	特定投資業務	特定投資業務以外の業務	合計
経常収益			
資金運用収益			
役務取引等収益			
その他業務収益			
その他経常収益			
経常費用			
資金調達費用			
役務取引等費用			
その他業務費用			
営業経費			
その他経常費用			
経常利益（又は経常損失）			
特別利益			
特別損失			
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）			
法人税等合計			
当期純利益（又は当期純損失）			

（備考）

１　業務別収支計算書は、当該事業年度に係る法附則第２条の19各号に掲げる業務ごとの収支の状況を明らかにするとともに、当該事業年度の末日において特定投資業務に係る利益又は損失としてその他利益剰余金を特定投資剰余金に振り替える額の算定の過程を明らかにすることを目的として作成されるものとする。

２　法附則第２条の23第７項に規定する毎事業年度の特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失の金額は、本表に掲げる特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の額とし、毎事業年度の末日において当該金額によりその他利益剰余金を減少又は増加し、特定投資剰余金を増加又は減少するものとする。

（整理方法）

1　次に掲げる収益又は費用は、次の方法により法附則第２条の19各号に掲げる業務に整理すること。

⑴　貸倒引当金戻入益及び貸倒引当金繰入額のうち一般貸倒引当金の繰入額及び取崩額　特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る貸出金の額のうちそれぞれ一般貸倒引当金の計上対象となるものの期首及び期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理すること。

⑵　営業経費　特定投資業務に係る貸出金、有価証券（国債を除く。）及び法附則第２条の12第４項第４号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び期末の平均残高の額に株式会社日本政策投資銀行の平均営業経費の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去５事業年度の株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額を平均したものをいう。）を株式会社日本政策投資銀行の平均投融資残高の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去５事業年度の株式会社日本政策投資銀行の貸出金、有価証券（国債を除く。）及び法附則第２条の12第４項第４号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び期末の平均残高の額を平均したものをいう。）で除して得た比率を乗じて得た額（小数点以下を四捨五入するものとする。）を特定投資業務に係る営業経費の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る営業経費の額に整理すること。

⑶　その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第２条の12第３項第２号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第２条第２項に規定する投資事業有限責任組合に限る。）に係る営業経費及びこれに類する費用　特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第２条の12第４項第４号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の当該事業者における期首及び期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理すること。

⑷　法人税等合計　特定投資業務に係る税引前当期純利益又は税引前当期純損失の額に、特定投資業務に係る法人税法（昭和40年法律第34号）第23条第１項に規定する配当等の額及び同法第23条の２第１項に規定する剰余金の配当

等の額を減少した額に法定実効税率を乗じて得た額を特定投資業務に係る法人税等合計の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の法人税等合計の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る法人税等合計の額に整理すること。

2　１に掲げる収益又は費用以外のものは、法附則第２条の19各号に掲げる業務に直接整理すること。

3　上記１及び２により整理することが適当でない事情があると認める場合その他の特別の理由がある場合には、第３条ただし書の規定に基づく財務大臣の承認を受けて、上記１及び２と異なる整理をすることができる。

（記載上の注意）

1　当該事業年度に係る法附則第２条の19各号に掲げる業務ごとの収支の状況を明らかにするために必要な事項を注記すること。

2　この様式に掲げる科目以外の科目を設けることが適当と認められるときは、当該科目を適切な場所に記載すること。